

協〇〇支部発第#####-##号
令和 年 月 日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会福島支部
支部長 遠藤 隆男
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

福島支部の令和 6 年度保険料率について、令和 5 年度保険料率の 9.53%から 0.06 ポイント引き上げ、9.59%とすることはやむを得ないと考えます。

2. 理由等

コロナ禍を経て世界情勢の変化、燃料費の高騰や物価高など、加入者および事業主の皆様にとって厳しい状況が続く中での保険料率引き上げとなることは非常に心苦しいものがありますが、令和 4 年度の福島支部加入者一人当たり医療給付費の対前年同期比が全国平均以上に増加しており、保険料率の引き上げはやむを得ないものと理解します。

福島支部加入者はメタボリスク保有率や喫煙者の割合など様々な指標において全国下位に位置しており、生活習慣病の有病者の増加が懸念される状態にあることから、引き続き関係団体との連携強化を図りながら、より一層の加入者の健康増進を図るとともに、医療費適正化に努めてまいります。

なお、評議員の一部の方からは平均保険料率 10%の維持について、「苦しい経営状況の中ではあるが、中長期的に安定的な財政運営を行うためにはやむを得ない」との消極

機密性 2

的ながらも賛成の意見が出されていることから、準備金残高の推移を慎重に見極めつつ、加入者および事業主への更なる還元について引き続きご検討をお願いいたします。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見 (〇〇支部)

(令和〇年〇月〇日開催 〇〇支部評議会)

【評議会の意見】

・

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

・

・

・

(事業主代表)

・

・

・

(被保険者代表)

・

・

・